

新潟大学における学長選考問題

— 国立大学は誰のものか —

岡野 勉（新潟大学教育学部）

はじめに

2025年9月に発表された、新潟大学学長選考・監察会議による学長選考の結果は、多くの教職員にとって大きな驚きを持って受け止められました。何と言っても、学内教職員による意向投票の結果、400票以上の差を付けられ、ダブルスコアで第2位となった候補適任者が候補者として選出されたわけですから。全国的に見ても、このような選考は極めて異例かつ最初の事例です。学長選考・監察会議は、意向投票の結果をどのように検討したのか、具体的な説明を求める教授会決議が採択されたのは当然の結果でした。職員組合、教職員有志による学習会の開催、記者会見の実施、アピールの発表等も実施されていますが、現在（2026年5月）に至っても、なお、多くの構成員が納得できる回答は示されていません⁽¹⁾。

国立大学が法人化された後、学長選考制度が変更され、選考の過程に学外委員の意向を位置付ける形に変更されました（2004年）。その後においても、中央教育審議会は「過度に学内の意見に偏るような選考方法は不適切」と批判しています（2014年）。しかしながら、今回の学長選考については、この批判とは逆に、「過度に学外の意見に偏るような選考」になっていたのではないかと強い疑問を禁じ得ません。だとすれば、それが「不適切」であることもまた明らかではないでしょうか。

大学のリーダーである学長を、なぜ、大学の構成員が選出してはいけないのか。私たちは、現在、この素朴な問題意識に立ち返ることが求められています。自分たちのことは自分たちで決める。こんなあたりまえのことが許されないとすれば、大学が国民から信託されている役割を果たすことは不可能になるでしょう。

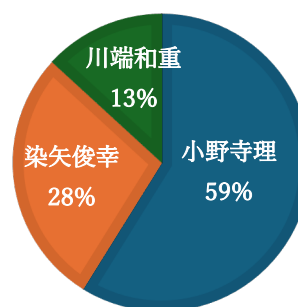
(1) 学長選考・監察会議の開催（9月25日）に先立つ形で、新潟大学の教職員156名（呼びかけ人、賛同者総計）による要望書「学長選考にあたり、意向投票の結果を尊重してください」（9月22日）が提出されていました。教育学部教授会は、「教職員による意向投票の結果に関して、どのような検討がなされた上で学長候補者を選出したのか、具体的な説明をお願いします」とする決議（10月17日）をはじめ、2026年5月までに、総計3回の要望を議決しています。これらの動向については次に整理されています。「2025年新潟大学学長選考の経緯」<http://kikai.ed.niigata-u.ac.jp/kikaiken/president/2025/>。

1. 新潟大学における学長選考の問題点

意向投票の結果から著しく乖離した学長選考の結果

2025年8月に実施された意向投票の結果は、大学執行部（学長、理事等）による大学運営に対して教職員が示した「不信任」の意思表示でした。公示（2025年8月29日）によれば、第一位となった選考候補者（小野寺理候補・脳研究所所長（当時））は、投票総数1、515票の内、過半数に当る882票を獲得しています。この数は、第二位の候補者（染矢俊幸候補・新潟大学理事・副学長（当時）、前医学部長）の獲得した票数420票の約2.1倍にあたります。特に注目すべきは、小野寺理候補が、人文社会科学系、自然科学系、医歯学系、医歯学総合病院、大学本部（常勤職員）を含め、学内のほとんどの組織において、第2位を上回る票数を獲得している点です。

グラフ1. 意向投票における各候補の得票率



これに対して、学長選考・監察会議（表1）は、現在の大学運営の「持続性・継続性」を重視する立場から、現執行部の構成員である染谷候補を学長候補者として選定したのです（「国立大学法人新潟大学学長候補者の選定について（公示）」、2025年9月26日）。これは意向投票の結果に真っ向から対立する結果です。そのような結果を出したわけですから、その根拠・理由に関して、大学構成員に対する説得的な説明が必要になることは論を待ちません。

表1. 新潟大学学長選考・監察会議委員（当時）⁽²⁾

学外委員（経営協議会選出委員）		学内委員（教育研究評議会選出委員）	
伊藤 聡子	フリーキャスター、事業創造大学院大学客員教授	柴田 透	人文社会科学系長
小田 敏三	株式会社新潟日報社相談役	鈴木 敏夫	自然科学系長
佐久間 豊	元新潟県副知事、日本海エ	佐藤 昇	医歯学系長

(2) 「学長選考・監察会議」は、「経営協議会」において選出された者5人、「教育研究評議会」において選出された者5人によって構成されます。「経営協議会」は「経営に関する重要事項を審議する機関」であり、(1)学長、(2)学長が指名する理事、職員、(3)「本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから、(中略)学長が任命するもの」によって構成されます。(3)の委員（いわゆる「学外委員」）は「委員の過半数」でなければなりません。「教育研究評議会」は「教育研究に関する重要事項を審議する機関」です（「国立大学法人新潟大学基本規則」2004（平成16）年4月）。このように、「経営協議会」は、学長、および、学長が「指名」または「任命」する委員（いわゆる「学外委員」）によって構成されている点、その「経営協議会」から選出された委員が「学長選考・監察会議」の委員（総計10人の半数）となっている点にも注意が必要です。国立大学法人の内部には、「学長の選出した委員が次の学長を選出（現職の場合には再任）する不思議な仕組み」（駒込武編『「私物化」される国公立大学』岩波書店、2021年）が作られているのです。

	ル・エヌ・ジー株式会社専務取締役		
三輪 正明 (議長)	元北越製紙株式会社(現. 北越コーポレーション株式会社) 代表取締役社長	菊地 利明	医歯学総合病院長
森 正勝	元アクセンチュア株式会社 取締役社長／学校法人国際大学特別顧問・名誉教授	小野寺 理	脳研究所長

学長選考・監察会議議長による「説明」の問題点

今回の学長選考において、「各学長選考候補者に対する学内の支持状況」がどのように「参考」にされたのか⁽³⁾。この点については、選考結果の公示(2025年9月)から約8カ月を経た現在(2026年6月)においても依然として不明確な状態が続いています。この状態が克服されない限り、選考会議は「権限」を行使するに止まり、「責任」を果たしていないのではないかと批判を免れることはできません。

三輪正明・学長選考・監察会議議長(北越コーポレーション株式会社・代表取締役社長)による「説明」(「学長候補者の選定について」2025年11月26日)は、今回の選考が合理的であり適切であったとする立場からの「説明」に終始しています。選考過程の全体を、教職員による検証が可能な形で、具体的な事実によって示そうとする姿勢が欠落しているのです。総計3回も実施したとされる投票の結果が示されていないことはその端的な現れです。まともな議論をしなかったことによる自信の無さ、数で押し切ったことに対する後ろめたさが透けて見えるようです。投票の結果を示さないにも関わらず、「審議の透明性の確保」などという言葉が使われている点にも強い疑問があります。意向投票の結果が報道され⁽⁴⁾、広く国民に知られることを「数字の独り歩き」として警戒する発言も見られます(「第106回学長選考・監察会議議事概要」(2025年9月25日))。この発言には、この会議の閉鎖的性格が端的に示されていると見えます。

三輪議長の「説明」には、今回の選考に関して、「熟慮を重ね、5時間を超える議論を尽くし」、「慎重に検討」、「厳正なプロセス」等の言葉も並んでいます。残念ながら、この言葉もあまりにも空しく響きます。説明の内容、示されている事実が極めて貧弱だからです。教職員による「深いご理解」など全く不可能と思われます。最後には、「大学全体が一体にな

(3) 「学長選考・監察会議は、各学長選考候補者に対する学内の支持状況を調査するため、常勤の役員(幹事を除く。以下同じ。)及び教職員による意向投票を実施する。意向投票の結果は、別に定める組織区分別に、役員及び常勤教員の票とそれ以外の常勤職員の票を区分して集計し公表する」(「国立大学法人新潟大学学長選考基準」(平成27(2015)年4月1日))。

(4) この問題に関する新聞報道として、「学長選考 小野寺氏トップ 新潟大 教職員の意向投票」(新潟日報、2025年8月30日)、「学内分断 懸念広がる 選考会議委員「今後の改革期待」」(新潟日報、2025年9月27日)、「投票で「大差の2位」の人が学長に選出 またも繰り返された学内軽視」(東京新聞、2025年10月2日)等があります。

り大学改革を進めていただくことに期待したい」と記されています。三輪議長は、「知を創造しうる風土作りの実現に資する者」（「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」2022年6月）の一人として、このような「期待」が実現されると本気で考えているのでしょうか。大学運営に関する見識の貧困を露呈した言葉であると言わざるを得ません。

三輪議長の「説明」によれば、学長選考・監察会議において、「投票率の低下についても課題としてあげられ」ています。確かに、今回の投票率（47.3%）は、2019（令和元）年に実施された意向投票の投票率（62.2%）から「低下」しています。この事実は否定できません。しかしながら、この点に関連して、例えば、附属病院の看護職員からは、「現在の勤務体制では投票所に足を運ぶことが困難である」との声も聞かれます。「投票率の低下」については、その原因・理由に関する調査と検討が必要です。少なくとも、それを怠ったまま、「投票率の低下」を口実として、意向投票の結果を軽視すること、意向投票の廃止に向けた議論へと進むことは決して許されません。

中央教育審議会の「審議まとめ」（2014（平成26）年12月）には、「大学運営において学長に求められる役割に照らして、その選考方法が十分に適切なものかどうか、慎重に吟味する必要がある」と記されています。中央教育審議会の意向とは逆の意味においてではありますが、「慎重に吟味する必要がある」ことが痛感されます。

三輪議長の「説明」については公文書管理法との関係も問われています。「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、（中略）国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」（第1条）。この目的を実現するため、意思決定の過程を「合理的に跡付け、又は検証することができる」よう記録を作成することを求めています（第4条）。国立大学法人は「独立行政法人等」として同法の適用を受けます（第2条第2項、第11条）⁽⁵⁾。

2. 文部科学省による学長選考制度の「改革」 — その「成果」と問題点 —

学長選考組織の「主体性」「責任」「権限」の強調

中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（2014（平成26）年12月）は、「大学運営において学長に求められる役割に照らして、その選考方法が十分に適切なものかどうか、慎重に吟味する必要がある」との見方を表明しています。

(5) 「学長選考・監察会議の記録に関する透明性確保の要望について — 千葉大学の対応を参照して」『海鳴』第245号、学長選考を考える（第2報）、新潟大学職員組合教育学部分会、2025年12月8日。

続いて、「事実上、教職員による意向投票の結果を追認することになっていたりするような例」の存在を指摘し、当該の事例に対して、「学長選考組織が、主体的に選考を行っているとは言い難い」、「過度に学内の意向に偏るような選考方法は適切とは言えない」と批判しています。

それでは、どうすればよいのか。ここで強調されるのが、学長選考組織の「主体性」「責任」「権限」です。「学長選考組織が、主体性をもって、意向投票の結果を自らの選考の参考の一つとして活用することはあり得る」。「重要なことは、意向投票の結果はあくまで参考の一つであり、学長選考組織がその権限と責任において学長を最終的に選考すべきということである」。この文脈で、大学の「社会的責任」が問われています。「大学も公共性のある存在として社会的責任を果たすことが求められていることを自覚する必要がある」。

学長選考組織の「責任」とは

ここで、「学長選考組織」と「大学」の関係が問題となります。「学長選考組織」は「大学」に設置された一つの組織であり、その構成員は教育研究評議会、経営協議会から選出された10名に過ぎません(表1)。これに対して、「大学」とは、学長、理事だけでなく、教職員、学生、大学院生等、多様な構成員によって成立する組織です。「学長選考組織」に要請されている「主体性」「責任」「権限」は、「大学」構成員の理解と承認を得ることによって、はじめて、その正当な裏付けを獲得することができる。本来的には、そのような関係にあるはずです。

ただし、このように考えたからといっても、「事実上、教職員による意向投票の結果を追認する」選考方法が合理化されるわけではありません。「学長選考組織」に対しては、学長選考のプロセスにおいて、「教職員による意向投票の結果」を、どのような形で「参考」にしたのか。この点を「大学」の構成員に対して説明し、理解と承認を得ることが必要になるはずです。それが「学長選考組織」の「責任」というものでしょう。その「責任」が果たされて、はじめて、「大学」の構成員は、選考の結果を「責任」を持って国民に説明することができるのです。「学長選考組織」には「学長選考」という「権限」が与えられていることは確かですが、それは「責任」とセットであることを忘れてはなりません。「権限」の行使には「責任」が伴います。「責任」を果たさない「権限」の行使は独断に過ぎないのです。

今回の学長選考については、この点が強く問われています。残念ながら、新潟大学の「学長選考組織」は、自らがその「権限」によって実行した選考の結果に関する説明の「責任」、「公共性のある存在」としての「社会的責任」を果たしていると考えすることはできません。

文部科学省は、国立大学法人法の改訂(2014年6月)を、「国立大学法人の学長選考の透明化を図るための措置」と説明していました。その結果、「学長権限の強化と学外者による経営支配の強化が図られ」、「学長選考においては、投票によって示される教職員ら大学構成員の意思よりも、学長選考会議が定める「選考基準」の方が重要にな」ったのです⁽⁶⁾。「透

(6) 光本滋「国立大学の国家統制の強化をめざす「ガバナンス改革」『経済』第229号、新日本出版社、

明化」とは、誰の目から見た「透明化」だったのでしょうか。

学外委員制度をめぐる問題

「学外者」、すなわち、「学外委員に求められる見識」については、すでに次のような厳しい指摘が行われていたことは無視できません。「自治を重んじる大学固有の風土がじゅうぶんわかっていなくて、企業の論理をそのまま大学に持ち込もうとして構成員の意向を軽んじるケースが見られないわけではありません。考えてみれば、社長をトップとするピラミッド型の会社組織はフラットな民主主義とは本質的に相容れないものですから、その世界で生きてきた人たちにとってはこれがあたり前の感覚なのかも知れませんが、大学には学問の場にふさわしいものの考え方があり、事の決め方があるということを、ぜひ、わきまえていただきたいと思いますね」⁽⁷⁾。

「学外委員制度の功罪」に関する指摘も紹介しておきます。「学外委員を入れることのメリットのひとつは透明性の確保にあると思うのですが、(中略)学長選考会議についてはしばしば逆の事態、つまり、ブラックボックス化してしまうという事態が生じていることも、見過ごすことのできない大きな問題です。現に混乱が生じたケースのほとんどは、密室と言ってもいい環境で議論が行われたことに原因があったのではないのでしょうか。学内者の意向を無視してでも自分(たち)の意見を押し通そうとするのは、主体性の意味をはきちがえた単なる権限の濫用であり、はっきり言って完全な思い上がりです。主体性と恣意性の区別もついていない」⁽⁸⁾。

上記の指摘が新潟大学の学長選考・監察会議とその委員に当てはまらないことが切に望まれます。しかしながら、例えば、上記会議の「議事概要」(2025年9月25日)には、「候補者を評価する上で特に学外委員は情報が不足している」との意見が記されています。この意見は大変貴重な意見です。今回の学長選考の信頼性に深刻な問題が存在することを、委員(「学外委員」と予想される)自らが白状しているからです。そもそも、今回の選考において、「学外委員」は5名であり、この数は「学内委員」4名を1名上回っていました⁽⁹⁾。つまり、「学外委員」は、数における優位性に加え、「候補者に関する情報が不足している」状態で「候補者を評価」したのです。これは極めて重大な問題です。

意向投票の廃止と“逆転事例”の出現

筆者の手許にある資料(著書、雑誌、新聞記事等)によれば、国立大学が法人化された2004(平成16)年頃には、意向投票を中止した国立大学は、全87校の内、わずか3校(約3.4%)

2014年10月。

(7) 石井洋二郎『大学の使命を問う』藤原書店、2025年。

(8) 石井洋二郎、前掲書。

(9) これは、小野寺理委員が学長選考候補者の「確定の対象となった」ことにより、「その[学長の]選考に加わることができない」とする規定(「国立大学法人新潟大学学長選考・監察会議規則」、第6条第3項、平成16(2004)年4月)が適用された結果です。ただし、この規定についても見直しの必要性が指摘されています。

でした。その後、2013（平成25）年においても、中止した国立大学は約5%に止まっていた。2014（平成26）年2月に、中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」が発表され、同年6月に国立大学法人法が改正されました。これを受けて、2020（令和2）年には、意向投票を中止した国立大学が17校（約20%）へと急増します。

また、2004（平成16）年以降、意向投票は総計77校において、305回、実施されました（結果非公表の2大学を除く）。その内、意向投票の結果が選考会議によって“逆転、された事例は総計24校、29回です。なお、2022（令和4）年には、学長選考会議の権限が強化されると同時に、「学長選考・監察会議」に改称され、今日に至っています。

“逆転事例、の一端を次に示します（表2）。この表を見ると、新潟大学において逆転させられた票差がいかに大きかったかが明らかです。数だけ見れば“日本新記録、を達成したわけです。同時に、それにも関わらず、学長選考・監察会議における投票結果を公表しないという姿勢の異常さが際立っています。今後、新潟大学の事例を“好事例、とし、それに続く大学が出現することは容易に予想されます。今後の動向を注視する必要があります。

表2. 国立大学の学長選考において意向投票の結果が逆転した事例

年	大学	投票結果	票差	備考
2005 年	新潟大学	1 位 443 2 位 360	83	当時の学長（長谷川彰）の再選
2020 年	筑波大学	1 位 951 2 位 584	367	当時の学長の再選。 2023 年にも再選
2021 年	大阪大学	1 位 346 2 位 263	83	当時の学長の再選 選考会議での投票結果：6 対 5
	東海国立大学機構*	1 位 673 2 位 662	11	当時の機構長の再選
2024 年	千葉大学	1 位 554 2 位 446	108	選考会議での投票結果：8 対 6
2025 年	新潟大学	1 位 882 2 位 420	462	選考会議での投票結果：未公表

* 名古屋大学、岐阜大学の統括組織

3. おわりに —— 国立大学は誰のものか ——

「帝国大学令」（1886（明治19）年）においては、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と記されていました。これに対して、「教育基本法」（2006（平成18）年）においては、「国家ノ須要ニ応スル學術技芸」ではなく、「學術」と記され、「大学」は「學術の中心」とであるとされています（第7条）。教育の目的

に関しても、「国家ノ須要」ではなく、「人格の完成」が目的とされています（第1条）。研究においても、教育においても、「国家の須要」が削除されていることに注目する必要があります。大学が貢献すべき対象として、「社会」が位置付けられ、「[教育・研究活動の] 成果を広く社会に提供すること」、それによって、「社会の発展に寄与すること」が要請されています（第7条）。上記の目的を実現するために、「学問の自由」が保障されています（日本国憲法、第23条、1946（昭和21）年）。その制度的前提として「大学の自治」があります。

ここで、「社会」は、産業界でも、国家と強く結び付いた大企業でも、ましてや軍事産業でもなく、すべての国民を意味します。「学問の自由」も、憲法によってすべての国民に保障された「自由」です。「学問の自由」をすべての国民に保障するために、大学に対しては、「学術の中心」として重要な役割を果たすことが要請されているのです。

それでは、そのリーダーである学長はどのような方法によって選考されることが望まれるのでしょうか。この点については、「選挙だけで決める」、「意向投票の結果を受けて、選考会議が決める」、「意向投票を実施せず、選考会議が決める」、「現職の学長が次期学長を指名する」等の方法が示されています。そして、いずれの方法を採用する場合においても、次の3点が「絶対条件」とされています。第一に、「必ず構成員の総意によって選考方法そのものを審議・承認する手続きを経ること」。第二に、「その規程は、構成員の発議によって、いつでも変更可能にしておくこと」。第三に、「学長の人格や行動に問題があると判断された場合には、構成員の誰もが解任請求権を持ち、しかるべき手続きを経れば解任できるルートを開いておくこと」。ここで、「構成員」を教員に限定するのか、職員を含むのか、学生代表を入れるのか。この点についても、各大学が判断して決定する⁽¹⁰⁾。

大学構成員の総意、権利をベースとして位置付けた形で学長選考制度を再構築することが求められています。国民の納税によって成立している現在の国立大学法人が、今後、国家政策の意志に従属した「国策大学」となるのか、国民からの信託に応え、主権者としての国民にとって重要な知的基盤となる「国立大学」となるのか。新潟大学も、現在、その岐路に立たされています。国立大学法人の現状を見ると、それは大変困難な課題ではありますが、学長選考制度についても、大学の在り方に関する議論をベースとして考えることが求められています。今回の学長選考問題はその貴重な「教材」となるでしょう。

参考文献

- 駒込 武『統治される大学 ― 知の囲い込みと民主主義の解体』地平社、2024年。
山田宜夫『日本の大学における民主主義の確立とその破壊の歴史』東信堂、2025年。

(10) 石井洋二郎、前掲書。